江 監 第 9 号 平成26年7月28日

江 田 島 市 長 様 江 田 島 市 議 会 議 長 様 江田島市教育委員会委員長 様

江田島市監査委員 金村 謙三

江田島市監査委員 登地 靖徳

定期監査(施設)の結果について(報告)

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同法同条第9項、 第10項及び江田島市監査委員条例第10条の規定に基づき、その結果及び意見を報告します。

目 次

																												~	ージ
第	1	監査	の期	間・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	1
第	2	監査	の対	象と	し	た	施	設等	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
第	3	監査	の着	眼点	į •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	2
第	4	監査	の対	象と	し	た	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
第	5	監査	の目	標・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
第	6	監査	の結	果・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	3
	各	支	所		<u>}_</u>	二田	島	支	折	• -	三百	高ラ	5月	斤•	沖	·美	支	所	• -	大村	节支	所	-			•			3
	集会	会所が	晒設		汇	二田	島	コ	₹ :	ユニ	二	ティ	/ –	-1	ニン	タ	_		•		•				•			•	4
	福祉	业施割	ī Z		泪	之	茂	児i	童負	涫	• 扂	更丿	日仔	24	亰	•	中	町個	呆了	育園									4
					扅	蜂保	鱛	('	宮) [京隊	粦倶	录 創	ⅰ	\equiv	高	会:	館))										5
	保信	建施討	ž		<u>}_</u>	广压	島	保付	建-	とこ	\'\'!	ター	_		•														6
	農材	沐 水盾	É施設		γ̈́E	中美	南	農	業[引力	也				•														6
	商	工観爿	. 施設		江	田』	島下	おき	ふる	さ	ح :	交	流	館	•	〔道	ÌЩ	森	林	公	颪•	竹	·炭	エ	房	おこ	おカ	ゞき	7
	公国	園施討	ì		ナ	「角	紫	水	公国	慰															•				8
	消队	坊防災	ををきない。		<u>}_</u>	C.E	島	町	俏	坊』	會區	車			•														8
	学村	交教育	育課施	設	冶	丝校	関	係	拖調	没	• -	大村	市自	自然	環	境	体!	験′	学	習食	官								9
	生》	厓学 習	習課施	設	11	汉	搶	施	設	• ¥	総合	j j	重重	力グ	遠														11
华	7	± L	h .								_	_	_	_							_			_					19

第1 監査の期間

平成26年5月14日(水)~平成26年7月25日(金) (実査日 平成26年5月14日(水)~平成26年5月16日(金))

第2 監査の対象とした施設

市制施行以来,施設等の監査として旧町ごとに監査を行ってきたが,平成26年度は, 市内全域の施設を対象に,一部を抽出して監査を行った。

監査の対象とした施設は次のとおりである。

分類	施設等名称	監査実施日	所 管 課						
	江田島支所	14日							
 各支所	三高支所	15日							
	沖美支所	15日							
	大柿支所	16日							
集会所施設	江田島コミュニティーセンター	14日	江田島支所						
	津久茂児童館	14日							
	鹿川保育園	15日	子育て支援センター						
福祉施設	中町保育園	15日							
	宮ノ原隣保館	 人権推進課							
	三高会館	15日	八作作此時						
保健施設	江田島保健センター	14日	保健医療課						
農林水産施設	沖美南農業団地	16日	農林水産課						
	江田島市ふるさと交流館	14日	商工観光課						
商工観光施設	真道山森林公園	15日							
	竹炭工房おおがき	16日							
公園施設	六角紫水公園	16日	都市整備課						
消防防災施設	江田島町消防倉庫	14日	危機管理課						
	江田島小学校	14日							
	中町小学校	15日							
学校教育課施設	能美中学校	15日	学校教育課						
1 10-30 13 HAVIERS	大古小学校	16日							
	大柿中学校	16日							
	大柿自然環境体験学習交流館	16日							

	江田島公民館	14日	
生涯学習課施設	中町公民館	15目	生涯学習課
生 任子 自 味 旭 改	大柿公民館	16日	生 任子自味
	江田島市総合運動公園	16日	

第3 監査の着眼点

- 1 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- 2 経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行われているか。
- 3 市の建物等の維持管理が、良好であるかどうか。
- 4 市の事業に係る工事が、適正に行われているか。

第4 監査の対象とした事項

事務管理

- (1)公印は、適正に管理されているか。
- (2) 出勤簿及び休暇簿は、適正に整理されているか。
- (3) 各関係諸帳簿は、良好に整備されているか。
- (4) 現金の管理について、適正に保管・納付されているか。

施設管理

- (1) 施設の設置目的に合致しているか。また、施設の管理運営は、内容、運営時間等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- (2)維持管理及び補修は、適切になされているか。また、防火・防災対策、防犯対策、環境衛生対策は適正に行われているか。
- (3) 公共性,経済性・安全性に考慮された施設運営となっているか。
- (4) 施設内の整理整頓や機器類の整備は、なされているか。
- (5) 市の事業に係る工事が、適正に行われているか。

第5 監査の目標

法令により定められた権限に基づいて積極的かつ指導的に監査を行い、その結果を報告し、公表することで、民主的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与することを目標とした。

監査手法は、実査(現物検証、現場検証等によって直接検証する。)及び各施設の担当職員への質問(事実の存否又は問題点について,監査等対象部局の職員などに質問して,回答や説明を求める。)により、維持管理状況の把握に努めた。

第6 監査の結果

各 支 所

1 事務管理について

- (1) 各支所とも、出勤簿、休暇簿、時間外命令簿等について、概ね適正に処理されていた。また、公印の管理や領収印等の保管についても、適正であった。
- (2) 現金や切手等の保管状況については、使用数と残枚数が記載され、保有枚数と一致していることを確認した。年度末の集計処理も行っているが、定期的な所属長等の確認・押印する等の改善をお願いする。(三高支所・大柿支所。江田島支所・沖美支所は、切手の所有なし。)
- (3) 備品管理について、各支所とも、新しく処理した台帳を打ち出し、適正に管理されていた。

2 施設管理について

(1) 江田島支所

庁舎管理について,特に問題はなかった。夜間及び休日等の宿日直業務については,シルバー人材センターに委託している。

(2) 三高支所(沖美公民館も含む)

大規模な修繕等が先送りされてきたが、雨漏り・床・壁・便所等の最小限の応急的な修繕が行われ、施設環境はある程度改善されている。夜間及び休日時には、1階事務所部分は、完全に施錠している。公民館の2階部分は、利用者に対して、鍵の貸し出しを行い、対応している。

(3) 沖美支所

施設の老朽化により修繕が必要な箇所は多いが、建物をどうするか自体が議論となっているため、改修や修繕の予定はない。沖美町管内の各種会議を2階の会議室で開催することが多いが、使用簿等は適正に管理されていた。夜間及び休日等の宿日直業務については、嘱託職員で対応している。

(4) 大柿支所

大柿分庁舎全体の管理は、福祉保健部社会福祉課が所管している。大柿支所は、 1階フロアの一部分を管理しているが、整理整頓には努められていた。

夜間及び休日等の宿日直業務については、大柿支所で所管している。嘱託職員が、 所定の時間になると出入り口や車庫の施錠を行い、適正に管理されている。

【意見・要望】

庁舎問題については、既存の施設を活用する方向である。この点について、単に経費 削減の視点だけでなく、利便性や機能性の向上も反映されたい。例えば、江田島支所東 側部分の雨漏り等は、当然修繕すべき事業であると思うが、各施設の段差の解消や便所 の改修等、時代のニーズに対応した整備を期待する。

集会所施設

[江田島コミュニティーセンター]

この施設は、小用地区の集会所施設であるとともに、江田島支所小用出張所、江田島市商工会、JA呉小用ふれあい店、江田島小用簡易郵便局が併用している施設である。 職員は、嘱託職員2名が、施設管理と出張所業務を行っている。

1 事務管理について

- (1) 出勤簿、休暇簿等は、適正に処理されていた。
- (2) 公印・領収印の管理についても、問題はなかった。切手等の保管はなく、現金の収納は、隣接の郵便局で直接納付している。

2 施設管理について

- (1) 建物内は、整理整頓され、概ね適正に管理されている。なお、小規模の修繕は、随時生じている。
- (2) 使用料を徴収する場合は、江田島支所で納付書を発行し、収納管理は適切に行われている。

福祉施設

子育て支援センターが所管する児童館1館と保育園2園,人権推進課が所管する隣保館2館について実施した。

「津久茂児童館」

津久茂児童館は、出張所及びまちづくり拠点機能も併用しており、一人の嘱託職員で 対応している。施設の経費については、交流促進課のまちづくり関連施設として支出し ている。

1 事務管理について

出勤簿・休暇簿等、概ね適正に管理されていた。

2 施設管理について

- (1) 建物内は、きれいに整理整頓され、概ね良好である。
- (2) まちづくり協議会や老人クラブ等で活発に利用されているが、児童館としても 嘱託職員が地域の協力を得ながら、未就園児の親子を対象に事業を企画し、利用者 は増加している。

[鹿川保育園・中町保育園]

今回監査を行った2園に限らず、多様化する保育のニーズに対応する必要があるものの、保育士不足が生じ、臨時の職員募集を行ってもなかなか応募がない状況である。このため、保育士資格のない保育士補助員も採用している。

保育料の滞納を解消するため、入園時に面談を行う等の対策も行っている。

1 事務管理について

- (1) 両園とも、出勤簿・休暇簿・時間外命令簿等、概ね適正に管理されていた。また、公印の保管等も問題はなかった。
- (2) 保育日誌及び連絡帳から、きめ細かい保育をされていることが窺えた。
- (3) 備品管理も良好であった。

2 施設管理について

- (1) 建物内及び園庭について、きれいに管理されていた。
- (2) 防災・安全対策として、避難訓練は、毎月実施している。
- (3) 遊具等については、日頃の職員による点検に加え、業者委託による点検で不備等が指摘されると、早急に修理を行う等の対応もできている。

3 その他

中町保育園については、昨年度に「周辺環境整備工事」「改修工事」を実施している。 高田保育園との統合のため、駐車場や保育園入口付近の整備が行われ、建物内での保 育環境も随分と改善されていた。

[隣保館]

本市では、総合的な生活環境の向上を図り、人権問題の速やか解決を図るため、宮ノ原隣保館、鹿川文化センター、三高会館、大柿厚生文化センターの4館の隣保館を設置している。

宮ノ原隣保館では嘱託の館長と嘱託職員1名により、三高会館では正規職員の館長と嘱託職員1名により、「相談活動事業」「地域交流事業」「地域福祉事業」「啓発・広報活動」等の事業に取り組むとともに、施設の管理も行っている。

1 事務管理について

- (1) 両館とも、出勤簿・休暇簿等の関係帳簿は、概ね良好に整備されていた。
- (2) 宮ノ原隣保館では、使用料等の免除対象の団体利用がほとんどで、現金の取り扱いは、少ない。

三高会館では、施設を葬儀・通夜等で使用するケースも多く、使用料収入が他の 施設に比べ多いが、直接納付されることは少なく、施設で現金を保管するケースは、 ほとんど生じていない。

(3) 備品管理は、両館とも、概ね良好であった。

2 施設管理について

- (1) 両館とも、建物内は、きれいに整理整頓されていた。
- (2) 休日や夜間等に利用する場合には、宮ノ原隣保館では、以前から鍵管理委託で対応している。三高会館では、近隣の方に鍵の保管をお願いし、利用者に貸し出していたが、今年度から鍵管理委託となった。

保健施設

保健センターは、旧町それぞれに設置されている。各施設とも管理する職員は居らず、 保健医療課が所管している。保健事業で使用されているものの、施設の稼働は少ない。

[江田島保健センター]

1 施設管理について

江田島支所が,江田島の庁舎管理と併せて,保健センターの小修理や維持管理業務を行っている。施設の管理は,概ね良好である。集団指導室・保健指導室は,保健事業の専用施設のため,現状では,他の目的では使用しにくいようである。旧事務室や相談室は,行政関係の会議室等として使用されている。

【意見・要望】

江田島保健センターに限らず各保健センターは,建物が新しい反面,利用が限定され, 稼働率が低い。保健センターから他の施設への目的変更も含め,有効な活用を検討され たい。

農林水産施設

[沖美南農業団地]

産業廃棄物処理地の上に盛土を行い、ガラス温室 5 棟を整備している。個人が温室等の施設整備に投資することに比べると、比較的安価で利用できているとはいえ、施設に 支払う経費も大きく、農業の経営力がなければ、継続も困難と思われる。

1 施設管理について

生産者組合で、適正に管理されている。なお、公費を必要とする修繕も若干生じている。

【意見・要望】

現在, 5棟のうち1棟が空いているが, 希望者もいるとのことで, 早急に利用者を決定し, 活用されることを願う。

商工・観光施設

[江田島市ふるさと交流館]

1 指定管理について

平成23年度から江田島市観光協会による指定管理制度で、施設を管理している。指定管理料2,900千円を歳入に、2人の臨時職員(隔日勤務)の人件費及び通信費、光熱水費、マット等のレンタル代等に支出している。

施設の利用料金等を設定しているが、料金の徴収対象である通常の開所時間外の使用や特定の団体が占用するケースはなく、利用料金の徴収実績はない。

【意見・要望】

年間約9000人程度の来館者がある。その多くは、観光客が立ち寄るもので、1階の休憩室や土産物購買スペースの利用がほとんどである。2階の展示ホールや和室は、あまり活用されていないので、もっと有効に活用できるよう検討されたい。

[真道山森林公園]

1 指定管理について

平成22年度から江田島市シルバー人材センターによる指定管理制度で,施設を管理している。施設使用料約700千円と指定管理料2,500千円が歳入で,管理人賃金1,700千円,業務委託料300千円,光熱費,消耗品費等を支出し,収支を維持している。

繁忙期と閑散期の勤務体系を変えることで賃金等を抑制する等の努力も見られる。 木製施設のため、傷みも酷いが、防腐剤塗布や補修等を行い、施設の維持に努めている。

【意見・要望】

年間利用者数は、あまり変化していない。ただ、シャワー設備の故障等大規模な修繕 も必要となっているので、この施設を、今後も経費を掛けて、維持していくのかどうか、 検討されたい。

[竹炭工房おおがき]

1 施設管理について

竹炭の効果による商品の販売アップや建築資材としての活用による大量購入により、 平成25年度の売上収入は、約1,000千円となっている。支出としては、管理委託料約 1,990千円の他、光熱水費、機器修繕、土地借上代等で2,600千円が必要である。

収支では、マイナスとなっている。しかしシルバー人材センターによる高齢者の生きがい対策だけではなく、地域の耕作放棄地対策、体験教室・イベントへの出展による地域の活性化等、収支だけでは計れないプラス効果も生じている。

今年度から,指定管理制度に切り替えることで,市の負担はやや軽減されている。 シルバー人材センターや従事者が,今まで以上に自らの努力と意欲をもって,運営し てもらえれば、売上が向上し、収益も増加することを期待している。

公園施設

市内には、市立公園 22 カ所と児童公園 28 カ所を所有している。このなかには、規模の大きな運動公園等も含んでいる。多くの公園は、管理人が不在で、周辺住民が利用するだけの小規模な公園である。

[六角紫水公園]

この施設は、土地の寄付を受けて、有志により顕彰碑を設置している公園である。公園を訪れる人は、あまり多くはいない。

1 施設管理について

年数回の草刈りを実施し、管理している。周辺には、公園への経路をわかりやすく 示している案内板等も設置されている。

【意見・要望】

車がないと不便な場所にあるものの、六角紫水の知名度からすれば、本市の貴重な観光資源であり、文化・教育資源でもあるので、各部署の連携により、PRに努め、有効に活用されることを期待する。

消防防災施設

[江田島町消防倉庫]

この施設は、危機管理課と消防本部が管理し、水防や消防の資機材を保管している。

1 施設管理について

倉庫内の整理整頓は、良好である。資材等の出し入れの状況も記入するように整備 していた。

【意見・要望】

施設のスペースにあまり余裕がないが、江田島市の災害備蓄物資の状況を見ると、江田島町域の備蓄が、人口の割に少ないと感じる。緊急時には、運搬も困難となることが予想されるので、保管場所を確保し、物資の分散備蓄に努められたい。

学校教育課施設

[学校関係施設]

1 事務管理について

(1) 各学校とも、出勤簿・休暇簿等の関係帳簿は、適正に処理されていた。また学校教育課による出勤簿と休暇簿の突合も行なわれていた。

市の職員とは異なり、4月に異動(転任)が生じた場合、出勤簿は持って転任するが、休暇簿の原本は前任校に残すことになっている。休暇数の累計を適切に管理するうえで、写しをやりとりする等、学校間で連携していただきたい。

- (2) 公印の管理, 切手等の保管, 自家用車の公務使用の関係書類等についても, 各学校とも, 適正に整備・処理されていた。
- (3) 現金管理については、学校で公金を取り扱うケースは、ほとんどない。諸経費等 徴収する場合も、金庫等で保管し、通帳等に入金している。

能美中学校・大柿中学校では、公衆電話の料金を回収しているが、随時、雑入と して、納付されている。

(4) 備品管理については、学校教育課のシステムで管理され、各学校にデータを打ち出したものが送付されているため、適正に管理されている。

2 施設管理について

今回監査した学校は、新築した施設や改修済みの施設であったが、まだまだ整備が必要な学校もある。学校現場からはいろいろと要望もあるなかで、教育委員会事務局では、限られた予算を緊急性の高いものから、計画的かつ効果的に事業を行われている。

防火管理や施設の安全対策についても、概ね適切な対応が行われている。委託業者から不良箇所の指摘があれば、早急に修繕する対応を行っていることを確認した。

以前の監査で、理科準備室の薬品等の保管状況の改善と台帳整備をお願いしたが、 各校に周知され、今回の監査では、どこの学校も良好に管理されていた。

(1) 江田島市立江田島小学校

校舎は、平成21年に新築され、施設環境は良好である。校舎内は、きれいに整理整頓されていた。今年度の予算で、2階の教育相談室・生活教室の空調増設と屋内運動場の改修設計が予定されている。

(2) 江田島市立中町小学校

校舎は、平成15年に耐震補強と大規模改修を、屋内運動場も、昨年耐震補強と大 規模改修を実施したので、施設環境は良好である。校舎内は、きれいに整理整頓さ れていた。

今年4月から高田小学校との統合により、児童数も増加したが、特に支障は生じていないように窺えた。

(3) 江田島市立大古小学校

主要校舎は平成16年に、屋内運動場は平成14年に竣工しており、施設環境は良好で、管理も適切に行われている。

(4) 江田島市立能美中学校

屋内運動場は平成14年に竣工しており、校舎は昨年新築を行った。校舎内全体が明るく、機能的な配置となっていることが窺えた。特に施設に不備があるとか、不良箇所は生じていないようである。

(5) 江田島市立大柿中学校

校舎は、平成22年に耐震補強と大規模改修を行っている。屋内運動場は昭和60年に竣工している。耐震の基準を満たしているため、当面の改修予定はない。校舎内は、きれいに整理整頓されていた。今年度下水道の接続と側溝修繕が予定されている。

3 その他

(1) 不登校・いじめ等について

一部の学校においては、事例も発生しているが、学校での取り組みとともに、保 護者や教育委員会との連携のなかで、解決や減少が図られていることが、窺えた。

(2) 登下校の安全管理について

学校の統廃合によるバス通学や個人の事情により校区外通学者の状況の報告を受けた。乗り遅れによる遅刻等の問題は生じていないことや通学指導への取り組みも窺った。ただ、昨今の通学児童・生徒の交通事故等の報道を聞くと、よそ事とは思えないので、引き続いて指導を、お願いするところである。

[大柿自然環境体験学習交流館]

旧深江小学校を活用した施設で、「海辺の自然」「ふるさとの自然」をテーマに、自然と直接ふれあいながら、学校の枠にとらわれず、個人やグループの自主的な学習を支援する市民全体を対象とした学習活動の場として、理科教育・環境教育の普及活動をおこなっている。

1 事務管理について

- (1) 出勤簿・休暇簿等の関係帳簿は、概ね良好に整備されていた。館長及び職員の休暇の取得が極めて少ないので、適度な取得に努めていただきたい。
- (2) 公印の管理についても、特に問題はなかった。
- (3) 備品管理について、教育委員会のシステムにより管理されているが、打ち出しリストを保持していなかった。定期的にリストを打ち出し、備品状況の確認をされたい。

2 施設管理について

- (1) 施設内の整理整頓は、良好であった。器具や展示物等も年々充実している。予算的な背景もあるが、職員の努力と特技の活用によるところが大きいと感じた。
- (2) 今年度予算で、グランド・駐車場の整備が予定されている。児童たちがバス等で 来館するケースも多く、利便性や安全性の向上が期待される。

生涯学習課施設

[公民館施設]

市内には11の公民館がある。そのなかで中央館として位置づけている4館のうち沖美公 民館を除く、江田島・中町・大柿の公民館を対象とした。

各公民館の職員配置は、館長と嘱託職員の2人体制であり、正規職員である大柿公民館 長以外は、嘱託館長で対応している。なお、大柿公民館は、図書業務を行う嘱託職員3名 を別途配置している。

1 事務管理について

- (1) 各館とも、出勤簿、休暇簿等は、適正に処理されていた。ただ、嘱託職員については、週29時間の勤務が原則のため、相手職員の休暇時や多忙時については、勤務調整も生じている。(嘱託職員の場合、時間外勤務は、原則ない。)
- (2) 公印・領収印の管理についても、特に問題はなかった。江田島公民館長及び中町 公民館長は地区公民館の館長を兼務している。江田島公民館においては、各公民 館に、中町公民館では、中町公民館に集めて保管していた。
- (3) 公民館使用料等現金を受け取るケースは多いが,各公民館とも金庫や机等で長期間保管することなく,所定の金融機関で,適正に納付されていた。

2 施設管理について

(1) 江田島公民館

館内のロビー・廊下等の整理整頓は、概ね良好であった。1階及び2階は、江田 島老人福祉センターとなっている。

通常の管理は、公民館長で対応している。修繕等は高齢介護課が担当する等縦割 りとなっている部分も見受けられる。一括管理について、検討いただきたい

(2)中町公民館

図書室において、古くなった図書がそのまま残っているため、部屋自体が倉庫化 しているように見受けられた。図書の貸し出し等は行っておらず、利用者もあまり いないと思われるので、不用な図書は処分し、部屋の有効活用に努められたい。

(3) 大柿公民館

館内のロビー・廊下等の整理整頓は、概ね良好であった。

【意見・要望】

- 1 各館とも、切手等の保管状況については、使用数と残枚数が記載され、保有枚数と 一致していることを確認した。ただ、ある程度の保有枚数がありながら、追加購入を している事例が見られたので、必要最小限の枚数で保管すること。
- 2 「使用料減免申請書」の様式の徹底と改善について
 - ・ 承認欄が「公民館長」であるべきものが、「教育長」となっているものを使用して いる公民館があった。
 - ・ 減免理由を「65 歳以上が多数を占める」としていたが、他の理由で行うのが適当であるものがあった。

- 様式について、申請者が細かく記入するようになっている。減免が認められている項目によるケースが多く、予め用紙にいくつかの減免理由を記入した様式により、 〇をすればよい等利用者の利便について配慮されたい。
- 3 施設が老朽化しているとはいえ、昨年の大雨により床が水浸しになった事例があった。応急の修繕は行っているが、再度発生することも予想されるので、防水工事等の 検討も必要かと考える。
- 4 空調機の老朽化による修繕・取替工事を、毎年行っているように見受けられる。壊れた場所のみを応急的に修理するのではなく、全体的な整備を検討されたい。
- 5 各公民館の机やイス等の傷みが多かった。なかなか予算が獲得できない事情もあるが、利用者が机を移動させる時に、机が転倒し、ケガをした例もあるので、利用者の安全を図るため、不良品の買い替え等、計画的に整備されたい。

[総合運動公園]

例規上では,市立公園として位置づけているが,グランド部分は,社会体育施設として, 生涯学習課が管理している。

施設の管理は、1人の嘱託職員が8時30分から15時まで行い、15時以降で利用がある日は、NPO法人江田島市スポーツ推進協議会に、年間約2,000千円で管理委託している。

1 事務管理について

- (1) 嘱託職員の出勤簿、休暇簿等の記載は、概ね適正に処理されている。
- (2) 施設の使用料は、原則、生涯学習課で納付書を発行し、納付してもらっている。 使用料を施設で直接受け取ることもある。この場合、鍵の掛かる場所に保管し、定 期的に嘱託職員が、金融機関で納付している。
- (3) 使用申請書綴、許可書綴等も良好に整理し、保管されている。

2 施設管理について

- (1) 施設内の清掃等管理状況は、概ね良好であった。
- (2) 25年度は、軽微な修繕しか実施していない。26年度はグランド内の陸上競技部分の改修を予定している。

【意見・要望】

市内には、江田島公園・能美運動公園・鹿田公園等の旧町ごとに整備したグランドがあり、夜間照明の電気代等の経常的な経費が嵩んでいる。グランドの利用が、土日や夜間に集中することは理解するが、施設の整理・統合について検討していただきたい。

第7 まとめ

平成26年度は江田島市内全域の施設を対象に,類似施設を比較することにより新しい 視点で検証することを意図とした。27施設を抽出するなかでは,最終的には,1カ所し か抽出できず,類似施設の比較をできなかった施設もあった。

今回の監査では、監査結果を解りやすく伝えるため、早急に改善の必要があると考えるものを「指摘事項」、軽易なものやできれば改善してもらいたいものは「意見・要望」に区分した。「指摘事項」は、特になかったものの、「意見・要望」についても、各部署で検討され、可能のものは対応をお願いしたい。

予定していた監査事項すべてを,限られた時間のなかで,じっくりと監査することはできないので,今回は「現金管理」に重点を置いた。昨年,県内のある自治体の施設で,利用者から預かった現金が,盗難紛失する事件が発生している。本市では,そういう事件は報告されていないが,本市でも起こりうる事件として,現金等を管理する意識の高揚を意図とした。

対象施設では、公金を取り扱う件数・金額とも少なかったが、対応については、金庫や鍵の掛かる場所で保管し、長時間放置することなく、随時金融機関で納付され適正に処理されていた。しかし、公金ではないものの、少額な個人の金を机の中に入れていたり、個人や団体の金銭等を預かったりするケースもあると思われ、幅広い意味での現金管理の意識を高める必要がある。

適正な現金管理をするためには、定期的なチェックと複数職員によるチェックが必要であるが、この点については、まだまだ十分に徹底できていないと思われる。少人数の施設では、複数によるチェックは、困難であるので、施設を所管する部署によるチェックも必要である。

また,盗難にあった場合や現金等を紛失した時の対応についても,日頃から検討されたい。

最後に、施設監査では、市内のいろいろな施設を訪問し、多くのことを学ぶ事ができた。 日頃見慣れている施設でも、新しいことを発見することもあった。また、監査で指摘や意見を述べたことが、改善されていると、監査の成果として実感することもできた。

職員の皆さんには、監査の指摘に対して、戸惑うこともあったかと思うが、真摯な対応をしてもらったことに感謝するところである。

加えて、今回の監査を実施するにあたって関係各位の協力により、順調に監査を実施できたことに謝意を表す。